

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑訴法			

B+

1. 裁判所は この訴因変更を許すべきか。{刑訴訴訟法31条1項には 公訴事実の同一性と密接な程度において...変更を許さなければならぬと定めている。}

(1) 本問の訴因変更につき公訴事実の同一性が認められるか。

5 ア. ~~この点について~~ 審理の対象となるのは検察官が起訴状に記載した訴因である。訴因の変更を簡単に認めると被告人が主張すべきことが変わり防御権を侵害することになる。他方で、訴因の変更を認めなければ検察の事務処理が増えることとなる。そこで、公訴事実の同一性は、訴因が両立するもので

10 あれば単一性の有無で、訴因が非両立であれば同一性の有無で判断する。それぞれ有ると認められれば、公訴事実の同一性を認められる。

イ. これと本件についてみると、~~現~~前訴因と現新訴因は同じ客体に對する窃盗未遂であり、日時も防犯カメラ映像から

15 特定されている。令和5年5月23日午後7時48分であるから、非両立である。では、同一性が認められるか。まず、時間はどちらも同じである。次に、場所は阪大モール内フードコートAの前から本件店舗内に変更されているが、どちらも豊中市内の阪大モール内であり、実行の場面も監視カメラで特定されていることから、

20 同一性が認められる。そして、客体をその所有者がAとBで異なるだけであって、同じショルダーバッグであるから、同一性が認められる。

ウ. したがって、公訴事実の同一性が認められる。

25 (2) では、~~新訴~~新訴因につき、明示しているといえるか。新訴因では場所について本件店舗内とされているが、防犯カメラ映像から画像を抽出した「防犯カメラ画像結果報告書」と合わせてみると、具体的に場所は特定されているといえる。次に

この理由でいい。

正確な場所の特定。

これは同一性について。

同一性が認められる。

これは同一性(差がついた場所)。

この訴因変更の正当性を明らかにする。

ページ

裏面へ

カバンについては色の情報が~~著しき~~^{ないが} ~~な~~^{ないが}、
所有者とカバンの種類が具体的にありから特定されているといえる。
したがって、新訴因はできる限り特定されているといえ明示されている
といえる。

5 (3) さらに、訴因変更が口頭弁論終結の直前に行われれば
被告人の防御権を侵害することとなる。起訴されたのが令和5年
6月12日で、訴因変更されたのが同年8月6日であるが、
この変更時期が、被告人の防御権を侵害する不当なもので
なければ認められる。

10 (4) 以上より、変更時期が適切なものであれば、裁判所は
訴因変更を許すべきである。

以上

15 ・概ね正確な理解の下で書かれていたことが読み取れる。
・得点を採点しにくいという視点で見ると、せっかく100点に
近づいて、キルンも立ててくれている。あと10点あるはず
で、読み書きの妨げに周囲に差をつけている。
・得点を採点しにくい。攻め/守りに注意して書くのは、上位
水準を目指す内容でした。

30

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。